

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(平成30年7月2日)

現 行	変 更 後
<p>第24条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</p> <p>お客様は、外国政府等の重要な公人(Politically Exposed Persons)等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を<u>インベスト証券</u>に届け出るものとします。</p> <p>2 お客様は、前項について当社に届出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届け出を行うものとします。</p>	<p>第24条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</p> <p>お客様は、外国政府等の重要な公人(Politically Exposed Persons)等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を<u>当社</u>に届け出るものとします。</p> <p>2 お客様は、前項について当社に届出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届け出を行うものとします。</p>
<p>第25条 (省 略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (解 約)</p> <p>(省 略)</p> <p>2 お客さまが、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客さまに解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客さまの取引を制限できるものとします。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p>	<p>第26条 (解 約)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 お客さまが、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客さまに解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客さまの取引を制限できるものとします。</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p>
<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(1)～(12) (省 略)</p> <p>(13) 本取引のトレードシステム提供会社またはカバー先金融機関からの価格配信不能または取引不能等により、当社がお客さまの注文を受けられないことにより生じる損害。</p> <p>(14) 本取引のシステム障害等により、本来の取引が行われなかったことによりお客さまに生じた損害。</p> <p>(15)～(18) (省 略)</p> <p>(19) <u>カバー先からのレート配信停止または異常レートの配信等により取引レートの配信が停止したことにより生じた損失及び損害。</u></p>	<p>第27条 (免責事項)</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 本取引のトレードシステム提供会社またはカバー先金融機関からの価格配信不能、<u>異常価格の配信</u>、または取引不能等により、当社がお客さまの注文を受けられないことにより生じた損失及び損害。</p> <p>(14) 本取引のシステム障害等により、<u>ロスカット取引を含む</u>本来の取引が行われなかったことによりお客さまに生じた損害</p> <p>(15)～(18) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 後
<p>(20) 第27条第4項同5項の定めにより、お客さまに生じた一切の損害。</p> <p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p> <p>1～4 （省 略）</p> <p>3 （省 略）</p> <p>5 当社は、<u>同3項</u>の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客さまに請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客さまは当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成30年1月22日</u></p>	<p>(19) 第28条第4項および同5項の定めにより、お客さまに生じた一切の損害。</p> <p>第28条（取引の制限・禁止行為）</p> <p>1～4 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>5 当社は、<u>本条第3項</u>の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客さまに請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客さまは当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成30年7月2日</u></p>